

6月企画運営委員会次第

日 時 令和元年6月20日(木)14:30～
場 所 県社会福祉会館 1階 身体障害者集会室

開 会

- 1 理事長挨拶
- 2 議事録署名人の選任について
- 3 議題
 - (1) 県・市町児童福祉主管課長と県保育会委員との連絡協議会の開催について
 - (2) 関東ブロック保育事業連絡会議での職域別会議提案協議議題等について
 - (3) キャリアアップ研修について
 - ・「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」研修会
 - ・「保育の環境を考える～子どもの遊び～1」研修会
 - ・「保育所における食事の提供応ガイドライン」研修会
 - ・「保育の質の向上のための取り組み」研修会
 - ・「保育環境を考える～子どもの遊び～2」研修会
 - (4) その他
 - ・社会福祉会館（仮称）神奈川県社会福祉センターへの移転について
- 4 報告事項
 - (1) 全保協情報 19-02・19-03・19-04・19-05
 - (2) 部会からの報告
 - (3) 地域からの報告
 - (4) その他

閉 会

※6月企画運営委員会(予定)

令和元年7月18日(木)14:30～ 県社会福祉会館

平成 31 年度関東ブロック保育事業連絡協議会
提 案 協 議 題

部会名	主管課部会	提案都縣市名	神奈川県
【協議題】 幼児教育・保育の無償化への対応について			
【提案理由】 (1) 無償化の対象外となる施設等に対する地方単独補助について無償化の対象外となる、 ① 幼児教育類似施設 ② 保育所の給食副食費（3～5歳） ③ 0～2歳児の住民税非課税世帯以外の者 について、都道府県または政令市で独自補助を行う予定があるか伺います。市町村の同様の補助についても把握していたらご教示ください。 (2) 無償化を契機とした質の向上を伴わない保育料の値上げについて 幼稚園・認可外保育施設が、無償化上限額（幼稚園：25,700円、認可外保育施設：37,000円・42,000円）まで保育料を値上げする動きが生じることが懸念されるが、それを防止するための対策を行っていただければ内容をお伺いします。 (3) 無償化の実施に向けた県民、市民向け広報について 10月の実施に向け、県民、市民への周知方法をどのように行うか、決まっていたらご教示ください。 (4) 認可外保育施設の質の確保 通常の監査に加え、無償化の実施に当たり、新たな取組を行う予定があればご教示ください。			

※資料作成の都合上、Eメールにてご提出ください。

【提出先及び問合せ先】
一般社団法人 神奈川県保育会 事務局 担当：澁谷 〒221-0844 神奈川県横浜市神奈川区沢渡4-2 神奈川県社会福祉会館内 TEL：045-311-8754 FAX：045-311-1837 Eメール：kenho@hoiku-kanagawa.jp

平成 31 年度関東ブロック保育事業連絡協議会
提 案 協 議 題

部会名	リーダー育成部会	提案都県市名	神奈川県
【協議題】 1) 人材確保と早期離職防止への取り組みに関して 2) 給食費の設定と収納方法に関して			
【提案理由】 1) 新規保育所の乱立で、保育士の採用はさらに厳しさを増しています。 1 年未満の早期離職に悩む声も後を絶ちません。 皆さんの自治体で行った有効な手法がありましたら教えて下さい。 2) 保育料の無償化を目前に控え、金額の設定や収納方法など、各施設の工夫や自治体による取り組みがありましたら教えて下さい。			

※資料作成の都合上、Eメールにてご提出ください。

【提出先及び問合せ先】
一般社団法人 神奈川県保育会 事務局 担当：澁谷 〒221-0844 神奈川県横浜市神奈川区沢渡4-2 神奈川県社会福祉会館内 TEL：045-311-8754 FAX：045-311-1837 Eメール：kenho@hoiku-kanagawa.jp

平成 31 年度関東ブロック保育事業連絡協議会

提 案 協 議 題

部会名	保育士部会	提案都縣市名	神奈川県
【協議題】 1) 保育士会が、保育会の中の保育士部会として運営されている他県に、どのように運営しているのか、例えば会則や予算などの方策を伺いたい。 2) 研修会の運営の仕方を伺いたい。(キャリアアップ研修など)			
【提案理由】 1) 今後の神奈川県保育士会の運営を考え、保育士部会として検討を考えているため。 2) 保育士部会としての研修の運営の仕方を参考にしたい。			

※資料作成の都合上、Eメールにてご提出ください。

【提出先及び問合せ先】
一般社団法人 神奈川県保育会 事務局 担当：澁谷 〒221-0844 神奈川県横浜市神奈川区沢渡4-2 神奈川県社会福祉会館内 TEL：045-311-8754 FAX：045-311-1837 Eメール：kenho@hoiku-kanagawa.jp

令和元年 関東ブロック保育事業連絡協議会
提 案 協 議 題

部会名	保育部会	提案都県市名	神奈川県
【協議題】 遅番と早番の職員配置と指導監査について			
【提案理由】 神奈川県では、早番と遅番の登園人数に伴う職員配置が確保できているかどうか、指導監査の項目となり、期日指定での年齢ごとの園児数とその時間における職員の配置状況をチェックするようになった。その日の登園状況で、例えば0歳児の増減したりすることで、配置人数を下回ると文書指摘指導になった園が多くある。各県の早番と遅番の職員配置についての指導状況とその根拠について伺いたい。			

※資料作成の都合上、Eメールにてご提出ください。

【提出先及び問合せ先】

令和元年 関東ブロック保育事業連絡協議会
提案協議題

部会名	保育部会	提案都縣市名	神奈川県
【協議題】 2. ICT導入に伴う睡眠中の異常お知らせ「体動センサー」の導入状況について			
【提案理由】 ICT導入予算に伴い、睡眠時の異常を早期発見し、対応するための「体動センサー」の導入が行われている。行政によっては、市町村全域に導入すべく予算措置を講じているやに聞くが、各県の状況は如何なものか？お聞きしたい。			

※資料作成の都合上、Eメールにてご提出ください。

【提出先及び問合せ先】

令和元年 関東ブロック保育事業連絡協議会
提案協議題

部会名	保育部会	提案都県市名	神奈川県
【協議題】 1 キャリアアップ研修の進捗状況について			
【提案理由】 1 保育士等キャリアアップ研修の各都県市の事業進捗状況を伺いたい。 当県では、平成29年度より研修会が開催され、受講者も増加傾向にあります。 研修実施団体としては、8領域の実施が2団体、単数領域指定団体が政令市を含めて8団体が実施している。しかしながら、県よりの予算は、指定団体には予算措置されておらず、自費での開催となっている。また、県の判断により過去の研修体制を認める県もあると聞く中で、各県市の取り組み状況についてお伺いしたい。			

※資料作成の都合上、Eメールにてご提出ください。

【提出先及び問合せ先】

**令和元年度関東ブロック保育事業連絡協議会
実行委員・係員 役割分担表**

1日目／関ブロ会長会（11:00～12:00／新館2階ベルモパン）

1

役割	人数	担当者
関ブロ 会長会対応	1	理事長 萩原 敬三

1日目／全体会議（13:30～14:00 ※受付13:00～／2階レインボー）

5

役割	人数	担当者				
総括	1	理事長 萩原 敬三				
司会	1	理事 渡部 俊賢				
来賓対応	3	副理事長 宮田 文乃	理事 岩澤 貞之	理事 鈴木 和代		
受付	(4)	副理事長 伊澤 昭治	理事 磯野 一途			
会場	(8)	副理事長 都築 顕道	理事 相馬 正覚			
外案内	(12)	理事 藤田 理恵				
		理事 笹野 つる子				
		事務局 山本 飛翔	事務局 萩原 美貴			
写真記録	1	理事 山本 昇				

【登壇者】

- ① 関ブロ保育協議会 会長(挨拶)
- ② 神奈川県保育会理事長(挨拶)
- ③ 神奈川県福祉子ども未来局長(挨拶)
- ④ 神奈川県社会福祉協議会 会長(挨拶)
- ⑤ 関ブロ保育協議会 副会長2名(紹介)
- ⑥ 神奈川県保育士会会長(紹介)

1日目／職域別会議（14:15～16:45 厚木アーバンホテル他）

21

	人数	①保育部会 (2階レインボー)	②保育士部会 (新館2階ベルモパン)	③主管課部会 (プロミティあつぎ8階E)	④リーダー育成部会 (新館1階オレンジウオーク)	⑤事務局部会 (プロミティあつぎ8階AB)
議長	5	理事長 萩原 敬三	保育士会会長 後藤 奈津子	神奈川県次世代 育成課	副理事長 都築 顕道	県社協
幹事	5	副理事長 伊澤 昭治	保育士会副会長 武浪 美穂	神奈川県次世代 育成課		保育会事務局長 澁谷 渡
記録	10	理事 笹野 つる子	保育士会副会長 遅美 みゆき	神奈川県次世代 育成課	理事 磯野 一途	県社協
		理事 鈴木 和代	保育士会研修部 リーダー 福島 美子	神奈川県次世代 育成課	理事 相馬 正覚	県社協
会場	(7)					
外案内	(4)	理事 藤田 理恵				
写真記録	1	理事 山本 昇				

※議長の方は閉会后、交流会へのご案内をお願いします。
外案内はアーバンホテル→プロミティ

1日目／交流会（18:00～20:00／2階レインボ-）

役割	人数	担当者			
総括	1	理事長 萩原 敬三	/		
司会	1	理事 富田 知敬	理事 渡部 俊賢		
来賓対応	2	副理事長 宮田 丈乃	副理事長 伊澤 昭治		
アトラクション 出演者対応	2	副理事長 都築 顕道	理事 岩澤 貞之		
受付	2	理事 笹野 つる子	広報副委員長 鈴木 和代		
会場	2	理事 磯野 一途	理事 相馬 正覚		
外案内	(9)	理事 藤田 理恵			
		/			
写真記録	1	理事 山本 昇			

2日目／全体会議（9:30～／2階レインボ-）

役割	人数	担当者			
総括	1	理事長 萩原 敬三	/		
司会	1	理事 渡部 俊賢	/		
講師接待	1	理事 岩澤 貞之	理事 富田 知敬	/	
会場	4	副理事長 都築 顕道	理事 藤田 理恵	理事 相馬 正覚	理事 磯野 一途
閉会挨拶	1	副理事長 宮田 丈乃	/		
写真記録	1	理事 山本 昇	/		
受付	3	伊澤、笹野、鈴木	/		

【職域別会議報告者】

各部会の議長から協議概要を報告

令和元年5月28日

企画運営委員 殿

一般社団法人神奈川県保育会

理事長 萩原 敬三

県・市町村児童福祉主管課長と県保育会委員との連絡協議会について (依頼)

時下、ますますご清栄でご活躍のこととお喜び申し上げます。

日頃から、当会の事業運営に、ご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、毎年、県・市町村の児童福祉主管課長と当会の委員が一堂に会し、保育関係の諸課題について意見交換を行っているところでありますが、今年度も下記のとおり開催することといたしました。

つきましては、大変ご多忙のところ恐縮に存じますが、是非ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、出欠等につきましては、別添FAX用紙にて、7月5日(金)までにご回答いただきますようお願いいたします。(6月企画運営委員会の開催時に配布します。)

- 1 日時 令和元年7月18日(木) 14:00~19:30
- 2 場所 ホテルプラム
横浜市西区北幸2-9-3 横浜駅西口より徒歩約7分
Tel 045-314-5546 (代)
- 2 場所 ホテルプラム
- 3 連絡協議会 (2階パレロワイヤル)
 - (1) 主催者挨拶
 - (2) 出席者自己紹介
 - (3) 議題
【講演】 「保育指針・エキスパート研修について」
・無償化、給食費等の情報提供
社会福祉法人 友愛福祉会 おおわだ保育園
園長 馬場 耕一郎氏 (元厚生労働省子ども家庭局保育専門調査官)
 - (4) その他
- 4 情報交換・懇親会 (2階サロンドフルール)
- 5 参加費等
次のとおりのご費用を、ご負担願います。
 - (1) 連絡協議会 会場・資料代 1,000円
 - (2) 情報交換・懇親会 参加費 5,000円

(問合せ先 神奈川県保育会事務局 Tel 045-311-8754)

県・市町村連絡協議会進行表

司会 渡部総務委員長

時 間	内 容	担当(敬称略)
13:30 14:00 (20分)	受付 開会 開会の言葉 主催者挨拶 出席者紹介(県、市町村、保育会の順 自己紹介)	渡部総務委員長 伊澤副理事長 萩原理事長 渡部総務委員長
14:20 (60分)	第1部 連絡協議会 ○基調講演「保育指針・エキスパート研修」について ・無償化、給食費等の情報提供 ・保育、幼児教育の無償化・給食費等情報交換	萩原理事長(議長) 社福 友愛福祉会 おおわだ保育園 馬場 耕一郎氏
15:20 (10分)	○質疑応答 ・講演内容を中心とした質疑応答 — 休 憩 —	萩原理事長(議長)
16:00	○意見交換会 ・県・市町村課長から順次コメント、委員との意見交換 第1部閉会	萩原理事長(議長)
17:15 (15分)	○連絡協議会 まとめ・総括 事務連絡 — 休 憩 —	渡部総務委員長 宮田副理事長 渡部総務委員長
17:30 (120分)	第2部 情報交換・懇親会 開会挨拶 県次世代育成課長挨拶 市町村代表挨拶・乾杯 — 懇 談 —	渡部総務委員長 萩原理事長 徳永課長 市保育課長
19:30	閉会の言葉	都築副理事長

令和元年度「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」研修会開催要領

- 1 目的 保育所におけるアナフィラシーショック(エピペン使用方法等)の理解と対応ガイドラインの理解を通して子どもを取り巻く家庭、地域に向けて、食に関する理解を深めてより良い食生活が送れるように、様々な取組みを学び食育計画に生かしていく。この研修は神奈川県「キャリアアップ研修(食育・アレルギー対応分野)」に該当します。
- 2 日時 令和元年7月19日(月) 13時～17時
受付 12時30分～
- 3 会場 万国橋会議センター4階 401・402号室
横浜市中央区海岸通4-23
TEL045-212-1034
みなとみらい線馬車道駅徒歩4分
市営地下鉄桜木町駅徒歩10分
- 4 対象 保育会会員保育所の園長、主任、保育士及び政令市保育協議会会員の保育所等
- 5 定員 100名 (定員になり次第締め切らせていただきます。)
- 6 参加費 保育会会員 1,000円 それ以外の方 3,000円



(1)当日会場に持参していただいても結構です。
(2)振込(替)の場合は、次のいずれかの口座をご利用ください。
なお、振込名義人は、民間の方は保育園名にて7/12(金)までに手続きください。

[銀行振込] 横浜銀行 横浜駅前支店 普通預金 6016262
一般社団法人 神奈川県保育会 理事長 はぎわらけいぞう 萩原敬三

[郵便振替] 00260-2-68336一般社団法人 神奈川県保育会

- 7 申込方法 7月5日(金) までに別紙申込書にて **Fax 045-311-1837** に申し込み下さい。

8 日程

	研 修 内 容
13:00	開会・主催者あいさつ 講義 講師 湘北短期大学 講師・国立病院機構相模原病院 臨床研究センター 特別研究員 林 典子氏
16:30	質疑・応答
17:00	レポート作成 閉会

- 9 その他
 - ・この研修はキャリアアップ研修(食育・アレルギー対応分野)4時間相当に該当します。
 - 修了書希望の方は、残り12時間受講(合計16時間中)下さい。
 - ・昼食は各自ご用意下さい。ごみ等は必ずお持ち帰り下さい。

令和元年度「保育の環境を考える～子どもの遊び～1」研修会開催要領

- 1 目的 改定された「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に対する理解を深め、保育士の資質向上及び保育士全体の専門性の向上を図る。

この研修は神奈川県「キャリアアップ研修（保育実践分野）」に該当します。

- 2 日時 令和元年7月29日（月）13時～17時

受付12時30分～

- 3 会場 アミュー厚木市民交流プラザ7階 amyu スタジオ

厚木市中町 2-12-15

TEL045-212-1034

小田急線本厚木駅徒歩5分

- 4 対象 保育会会員保育所の園長、主任、保育士及び政令市

保育協議会会員の保育所等

- 5 定員 100名（定員になり次第締め切らせていただきます。）

- 6 参加費 保育会会員 1,000円 それ以外の方 3,000円



- (1)当日会場に持参していただいても結構です。
 (2)振込(替)の場合は、次のいずれかの口座をご利用ください。
 なお、振込名義人は、民間の方は保育園名にて7/12（金）までに手続きください。

【銀行振込】 横浜銀行 横浜駅前支店 普通預金 6016262

一般社団法人 神奈川県保育会 理事長 はぎわらけいぞう 萩原敬三

【郵便振替】 00260-2-68336 一般社団法人 神奈川県保育会

- 7 申込方法 7月16日(火) までに別紙申込書にて **Fax 045-311-1837** に申し込み下さい。

- 8 日程

	研 修 内 容
13:00	開会・主催者あいさつ 講義 講師 リトミック研究センター 向井 育子氏
16:30	質疑・応答
17:00	レポート作成 閉会

- 9 その他 ・この研修はキャリアアップ研修（保育実践分野）4時間相当に該当します。

修了書希望の方は、残り12時間受講（合計16時間中）下さい。

- ・昼食は各自ご用意下さい。ごみ等は必ずお持ち帰り下さい。

令和元年度「保育所における食事の提供ガイドライン」研修会開催要領

- 1 目的 保育所における食事の質の向上と提供ガイドラインの理解、栄養に関する基礎知識の理解と対応ガイドラインの理解を通して子どもを取り巻く家庭、地域に向けて、食に関する理解を深めてより良い食生活が送れるように、様々な取組みを学び食育計画に生かしていく。 この研修は神奈川県「キャリアアップ研修（食育・アレルギー対応分野）」に該当します。
- 2 日時 令和元年8月7日（水）13時～17時
受付12時30分～
- 3 会場 万国橋会議センター4階 401・402号室
横浜市中央区海岸通4-23
TEL045-212-1034
みなとみらい線馬車道駅徒歩4分
市営地下鉄桜木町駅徒歩10分
- 4 対象 保育会会員保育所の園長、主任、保育士及び政令市保育協議会会員の保育所等
- 5 定員 100名（定員になり次第締め切らせていただきます。）
- 6 参加費 保育会会員 1,000円 それ以外の方 3,000円



(1)当日会場に持参していただいても結構です。
(2)振込(替)の場合は、次のいずれかの口座をご利用ください。
なお、振込名義人は、民間の方は保育園名にて7/19（金）までに手続きください。

[銀行振込] 横浜銀行 横浜駅前支店 普通預金 6016262
一般社団法人 神奈川県保育会 理事長 はぎわらけいぞう 萩原敬三

[郵便振替] 00260-2-68336 一般社団法人 神奈川県保育会

7 申込方法 7月26日(金) までに別紙申込書にて **Fax 045-311-1837** に申し込み下さい。

8 日程

	研 修 内 容
13:00	開会・主催者あいさつ 講義 講師 相模女子大学 教授 堤 ちはる氏 質疑・応答
16:30	レポート作成
17:00	閉会

- 9 その他 ・この研修はキャリアアップ研修(食育・アレルギー対応分野)4時間相当に該当します。
修了書希望の方は、残り12時間受講(合計16時間中)下さい。

令和元年度「保育の質の向上のための取り組み」研修会開催要領

- 1 目的 改定された「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に対する理解を深め、保育士の資質向上及び保育士全体の専門性の向上を図る。
この研修は神奈川県「キャリアアップ研修（保育実践分野）」に該当します。
- 2 日時 令和元年8月27日（火）9時～18時
受付9時00分～
- 3 会場 アミュー厚木市民交流プラザ6階601.602.603会議室
厚木市中町 2-12-15
TEL045-212-1034
小田急線本厚木駅徒歩5分
- 4 対象 保育会会員保育所の園長、主任、保育士及び政令市
保育協議会会員の保育所等
- 5 定員 100名（定員になり次第締め切らせていただきます。）
- 6 参加費 保育会会員 2,000円 それ以外の方 6,000円



(1)当日会場に持参していただいても結構です。
(2)振込(替)の場合は、次のいずれかの口座をご利用ください。
なお、振込名義人は、民間の方は保育園名にて8/16（金）までに手続きください。

[銀行振込] 横浜銀行 横浜駅前支店 普通預金 6016262
一般社団法人 神奈川県保育会 理事長 はぎわらけいぞう 萩原敬三

[郵便振替] 00260-2-68336一般社団法人 神奈川県保育会

- 7 申込方法 8月19日(月) までに別紙申込書にて **Fax 045-311-1837** に申し込み下さい。
- 8 日程

研 修 内 容	
9:15	開会・主催者あいさつ 講義 講師 湘南ケア アンド エデュケーション研究所 所長 増田 まゆみ氏 (元東京家政大学 教授)
16:30	質疑・応答
17:00	レポート作成 閉会

- 9 その他
 - ・この研修はキャリアアップ研修（保育実践分野）8時間相当に該当します。
 - 修了書希望の方は、残り8時間受講（合計16時間中）ください。
 - ・昼食は各自ご用意下さい。ごみ等は必ずお持ち帰り下さい。

令和元年度 「保育環境を考える～子どもの遊び～2」 研修会開催要領

- 1 目的 改訂された「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の理解を深め、環境構成や子どもとの関わり方、言葉や音楽を使った遊びを学ぶ。
この研修は神奈川県「キャリアアップ研修（保育実践分野）」に該当します。

- 2 日時 令和元年9月26日（木）
13時から17時まで 受付 12時30分～

- 3 会場 神奈川県民ホール 6階大会議室
横浜市中区山下町3-1

TEL 045-662-5901

みなとみらい線日本大通り駅3番出口より徒歩約8分

JR根岸線・市営地下鉄関内駅からは徒歩約15分



- 4 対象 会員保育所等勤務の園長、主任、保育士及び政令市保育協議会会員の保育所等
5 定員 100名（定員になり次第締め切らせていただきます。）
6 参加費 神奈川県保育会会員 1,000円 それ以外の方 3,000円

(1)当日会場に持参していただいても結構です。
(2)振込(替)の場合は、次のいずれかの口座をご利用ください。
なお、振込名義人は、民間の方は保育園名にて、9/6（金）迄に手続きください

[銀行振込] 横浜銀行 横浜駅前支店 普通預金 6016262

一般社団法人 神奈川県保育会 理事長 はぎわらけいぞう 萩原敬三

[郵便振替] 00260-2-68336 一般社団法人 神奈川県保育会

- 7 申込方法 9月10日(火)までに別紙申込書にて **Fax 045-311-1837** に申し込み下さい。

- 8 日程

	研 修 内 容
13:00	開会・主催者あいさつ 講義 講師 目白大学 名誉教授 谷田貝 公昭 氏 質疑・応答
16:30	レポート作成
17:00	閉会

- 9 その他 この研修はキャリアアップ研修（保育実践分野）合計16時間中の4時間相当に該当します。

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス〔<http://www.zenhokyo.gr.jp>〕

—今号の目次—

- ◆ 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案が参議院で可決成立…………… 1
- ◆ 安全管理の徹底について事務連絡が発出される（厚生労働省）…………… 3
- ◆ 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改訂版）」公表される（厚生労働省）…………… 3
- ◆ 保育士資格を有する保育士等の幼稚園教員資格認定試験
—2019年度試験における変更（教職員支援機構）…………… 4
- ◆ 2019年春の全国交通安全運動…………… 5
- ◆ 2019年度 社会福祉法人会計実務講座 募集期間延長
（全社協・中央福祉学院）…………… 5

◆子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案が参議院で可決成立

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案は、衆議院の内閣委員会における附帯決議、衆議院本会議での可決を経て、参議院において審議されていましたが、令和元年5月10日、参議院本会議において可決成立しました。法案は資料No.1をご参照ください。

10月の消費税率の引き上げにあわせて、幼児教育・保育の無償化が実施される予定です。今後、順次政省令・通知の発出が行われます。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案（内閣提出第一五号）の概要

本案は、我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑

み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 基本理念の追加

子ども・子育て支援の内容及び水準は、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならないものとする。

二 子育てのための施設等利用給付の創設

- 1 子育てのための施設等利用給付を創設し、その支給に係る施設等として、子どものための教育・保育給付の対象外の幼稚園、認可外保育施設等を市町村が確認するものとする。
- 2 市町村が認定した三歳から五歳までの子供又は零歳から二歳までの住民税非課税世帯の子供が対象施設等を利用した際に要した費用について、その保護者に対し、施設等利用費を支給するものとする。
- 3 施設等利用費の支給に要する費用は、原則として、市町村が支弁することを基本とし、国はその二分の一を、都道府県はその四分の一を負担するものとする。なお、平成三十一年度に限り、都道府県及び市町村の負担相当分について、全額国費で補填する措置を講ずるものとする。

三 施行期日等

- 1 この法律は、一部の規定を除き、平成三十一年十月一日から施行するものとする。
- 2 この法律の施行に伴う必要な経過措置について定めるものとする。
- 3 その他関係法律について、所要の規定の整備を行うものとする。

(衆議院 内閣委員会)

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切に対応すべきである。

- 一 待機児童に関する問題の早急な解消、保育士の配置基準の改善その他の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の見直し等教育・保育その他の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための措置を講ずるとともに、これに必要な安定した財源の確保に努めるものとする。
- 二 保育等従業者の職務がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、保育等従業者の賃金その他の保育等従業者の処遇の改善について、速やかに、必要な措置を講ずるものとする。
- 三 保育士及び保育士資格を有する者であって現に保育に関する業務に従事していないものについて職業紹介を行う体制の整備及び充実等教育・保育その他の子ども・子育て支援に係る人材確保のための措置について、速やかに、検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

- 四 子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付について、安定した財源を確保しつつ、零歳から二歳までの保育の必要性がある子ども全てが対象となるよう検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 五 本法の施行後五年を目途として行われる検討に際しては、幼稚園と類似の機能を有する施設・事業であって学校教育法第四条第一項の規定による都道府県知事の認可を受けていないものを子育てのための施設等利用給付の対象とすることを含め、検討を行うこと。

◆安全管理の徹底について事務連絡が発出される (厚生労働省)

大津市（滋賀県）の保育所において、交通事故により2人尊い命が失われ、負傷した子どもが出たことを受け、厚生労働省は「保育所等での保育における安全管理の徹底について」（事務連絡、令和元年5月10日）を発出しました。

保育所外での活動の際の移動経路の安全性や職員の体制などの再確認を求めるとともに、保育所外での活動は、保育において、子どもが身近な自然や地域社会の人々の生活に触れ、豊かな体験を得る機会を設けるうえで重要な活動であり、移動も含め安全に十分配慮しつつ、引き続き積極的に活用するよう呼びかけています。

詳細は、資料No.2をご参照ください。

◆「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン (2019年改訂版)」公表される（厚生労働省）

厚生労働省は、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改訂版）」を公表しました。

「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」は、保育所におけるアレルギー疾患を有する子どもへの対応の基本を示すものとして、平成23年3月に策定されました。

策定から8年が経過し、その間の保育所保育指針の改定、アレルギー疾患対策に関する最新の知見や関係法令の制定等を踏まえ、有識者による検討会における検討を経て今般改訂されました。同検討会には、本会常任協議員の北野久美氏（全国保育士会副会長）が、あけぼの愛育保育園園長の立場で参画しました。

改訂にあたっては、保育の現場において、同ガイドラインが医療の専門家ではない保育士に積極的に活用されるよう、実用性に留意し、「基本編」「実践編」の2部構成とするとともに、各節の冒頭に要点が示されました。

基本編は、「保育所におけるアレルギー対応の基本」「アレルギー疾患対策の実施体制」「食物アレルギーへの対応」の3章で構成され、アレルギー対応の基本原則や保育所における対応の基本、保育所における各職員の役割、保育所における食事の提供にあたっての原則などがまとめられています。

実践編では、保護者から受け取った生活管理指導表の内容を確認する際に、各疾患についてより詳しく理解できるよう、各疾患について解説がされています。

資料 No. 3-1、3-2 をご参照ください。

同ガイドラインは、厚生労働省ホームページの「5 保育所保育指針関係」よりダウンロードすることができます。

【厚生労働省ホームページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/hoiku/index.html

◆保育士資格を有する保育士等の幼稚園教員資格認定試験 —2019年度試験における変更（教職員支援機構）

保育士資格を有する保育士等の幼稚園教諭免許状取得を促進するという、本試験の目的に照らして、幼稚園教員として必要な資質能力を適切にはかり、同時に受験者にとってより受験しやすい試験とする観点から、2019年度から幼稚園教員資格認定試験の実施方法が変更されました。

平成30年度までの試験と比較して、2019年度試験において変更となる点は次のとおりです。

- 従来は、第1次試験、第2次試験に分けて実施しており、第2次試験は第1次試験合格者のみが受験できることとしていましたが、1次・2次を分けずに、全ての試験科目を1日で実施する試験となります。
- 従来の第2次試験において実施していた「教職に関する科目（Ⅲ）」と「指導案の作成に関する試験」は、新設の論述式試験「幼稚園教育の実践に関する科目」に統合します。これによって、試験科目は択一式試験2科目、論述式試験1科目の計3科目となります。なお、「幼稚園教育の実践に関する科目」は、養護教諭及び栄養教諭を除く教員免許状を有する場合、免除が可能です。（また、2020年度以降の試験においては、過去2年以内に当該科目に合格している場合には免除が可能となる予定です。）
- 従来の第1次試験において実施していた「教職に関する科目（Ⅰ）」と「教職に関する科目（Ⅱ）」は、教育職員免許法の改正を踏まえて、科目名称をそれぞれ「教科及び教職に関する科目（Ⅰ）」、「教科及び教職に関する科目（Ⅱ）」に変更します（出題内容には変更はなく、従来どおり過去2年以内に当該科目に合格している場合には免除が可能です）。また、実際の試験場での解答状況を踏まえて、受験者の時間的負担を軽減するため、試験時間をそれぞれ10分間短縮し50分間と

します。

詳細は、教職員支援機構のホームページ「2019年度 教員資格認定試験」に掲載されている「試験案内」をご参照ください。

【教職員支援機構ホームページ】

トップページ > 教員免許 > 教員資格認定試験 > 2019年度 教員資格認定試験

<https://www.nits.go.jp/menkyo/shiken/2019/>

◆2019年春の全国交通安全運動

平成31年2月1日、交通対策本部において、「2019年春の全国交通安全運動推進要綱」が決定され、全国交通安全運動が5月11日から20日に実施されています。

交通事故死ゼロを目指す日は、5月20日（月）です。

本運動は、広く国民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、国民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進し、交通事故防止の徹底を図ることを目的としています。

詳細は別添のNo.4-1、4-2をご参照ください。

◆2019年度 社会福祉法人会計実務講座 募集期間延長（全社協・中央福祉学院）

全社協・中央福祉学院では、社会福祉法人立の社会福祉施設や社協の会計実務に関わる役職員の方々を対象に、社会福祉法人の会計処理について学ぶことができる標記講座を下記のとおり開講いたします。

コースは、入門・初級・中級（社協会計／施設会計）・上級コースを設定しており、受講される方の経験・習熟度に応じて選択できます。

このたび、本講座の締切日を6月7日（金）まで延長することとなりました。これまで多くの受講者の方々から、大変ご好評いただいている講座でございます。

皆さまのお申込みをお待ちしております。

2019年度 社会福祉法人会計実務講座

主 催	全国社会福祉協議会・中央福祉学院
日 程	入門コース 2019年9月15日（日）～17日（火）
	初級・中級・上級コース 通信授業：2019年8月～9月
	スクーリング：2019年10月～12月の間の3日間

受講対象 「社会福祉法人会計基準」に基づく会計実務を行う社会福祉施設・事業所・社会福祉協議会等の役職員

定員 1,300名

受講料 入門コース 15,700円 / 初級・中級・上級コース 36,000円
(いずれも旅費・宿泊費等は別途ご負担いただきます)

申込期限 2019年6月7日(金)必着

問合せ先 全国社会福祉協議会・中央福祉学院 会計実務講座係
TEL 046-858-1355 (平日9:30~17:30) FAX 046-858-1356

【受講案内・申込書のダウンロードはこちら】

<http://www.gakuin.gr.jp/training/course307.html>

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆ 万田康氏を会長に再任～令和元年度 第1回 協議員総会を開催…………… 1
- ◆ 「働き方改革関連法」令和元年4月1日施行…………… 2
- ◆ 公定価格の留意事項通知が改正される
～1号認定の基本分単価の非常勤職員分は加算化…………… 3

◆万田康氏を会長に再任 ～令和元年度 第1回 協議員総会を開催

令和元年5月22日（金）、全社協・灘尾ホールにおいて、令和元年度 全国保育協議会 第1回 協議員総会が開催されました。開会にあたり、万田康全国保育協議会会長、寺尾徹全国社会福祉協議会常務理事から挨拶があり、続いて、唐澤裕之厚生労働省子ども家庭局保育課企画官より、直近の保育の動向を含めたご挨拶をいただきました。

総会の議案は、【第1号議案】平成30年度 全国保育協議会 事業報告について、【第2号議案】平成30年度 全国保育協議会 会計決算について、【第3号議案】全国保育協議会役員改選についての審議が行われ、第1号議案、第2号議案は原案通り承認されました。

第3号議案は、全国保育協議会役員任期満了にともなう役員改選であり、会長には、万田 康氏（福岡県）が再任されました。万田会長は、10月からの幼児教育・保育の無償化へ向けて課題を整理し、スムーズな制度導入となるよう、これまで以上に国等と密に調整を行っていくこと、本会の活動強化を進めることを表明されました。

令和元・2年度の役員体制は、次のとおりです。

【会長、副会長、監査委員】※敬称略

	氏 名	県・市名	備 考
会 長	万 田 康	福岡県	

副会長	奥村 尚三	川崎市	全保協会則第 19 条 2 項に 基づく職務代理者
同	森田 信司	大阪府	
同	大和 忠広	徳島県	
同	佐藤 成己	大分県	
同	※後日選出		公立の会員の代表者
同	村松 幹子	静岡県	全国保育士会会長
監査委員	圓藤 弘典	千葉県	協議員
同	※中国ブロックより選出		一般会員

【顧問】 ※敬称略

氏 名	県・市名
岸 登	秋田県
近藤 連	岡山県
小川 益丸	広島県

【常任協議員】 ※敬称略

選 出 区 分	氏 名	県・市名	備 考
北海道・東北ブロック	國井 隆介	福島県	
関東ブロック	風間 嘉信	栃木県	
関東ブロック	佐野 健一	横浜市	
東海・北陸ブロック	前田 武司	石川県	
近畿ブロック	楠 文範	京都府	
中国ブロック	伊藤 唯道	広島市	
四国ブロック	合田 史宣	愛媛県	
九州ブロック	西川 義文	長崎県	
公立保育所等委員会委員長	※第 1 回公立保育所等委員会において選出		
全国保育士会	北野 久美	北九州市	全保協会則第 18 条第 3 項(3)
全国保育士会	岡崎 恵子	山形県	全保協会則第 18 条第 3 項(3)
全国保育士会	服部 明子	千葉県	全保協会則第 18 条第 3 項(3)

◆ 「働き方改革関連法」 令和元年 4 月 1 日施行

「働き方改革関連法」により、令和元年 4 月 1 日から、残業時間の上限規制、年 5 日間の年次有給休暇の付与の義務付けなどが施行されました。

残業時間の上限規制は、「大企業」「中小企業」により施行時期が 1 年違います。社会福祉法人の場合、労働基準法上の「大企業」「中小企業」については、法人単位の「常時使用する労働者の数」で判断されます。

- ・「大企業」…常時使用する労働者の数 101 名以上
- ・「中小企業」…常時使用する労働者の数 100 名以下

法人単位で常時使用する労働者（非常勤職員、パート職員等を含む）の数が101名以上いる場合は、「大企業」に該当するので、令和元年4月からの対応が求められます。詳細は、厚労省ホームページより各種リーフレット、Q&A等をご参照ください。

■厚生労働省「働き方改革」の実現に向けて

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>

■各種リーフレット、Q&A等

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322_00001.html

4. 働き方改革関連法への対応

【ポイント】

- ① 改正事項によって施行日が異なること。2019年4月から施行される事項については要注意。
- ② 「中小企業」か否かは、**法人単位の「常時使用する労働者数」**（短時間労働者等も含む）で判断される。
中小企業…100人以下 大企業…101人以上

【社会福祉法人の人事・労務管理において特に留意すべき事項】

	概要	施行期日
①	残業時間の上限規制 ● 残業時間の上限は、 月45時間、年360時間 を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間以内、複数月平均80時間以内（休日労働含む）、月100時間未満（休日労働含む）を超えることはできない。	大企業 2019年4月1日 中小企業 2020年4月1日
②	年5日間の年次有給休暇の付与義務 ● 年10日以上有給休暇が付与される労働者に対し、 年5日 については、使用者が時季を指定して取得させることが義務付け。	2019年4月1日
③	労働時間の客観的な把握 ● すべての人の労働時間の状況が 客観的な方法 その他適切な方法で把握されるよう義務付け。	2019年4月1日
④	「勤務間インターバル」制度の導入促進 ● 1日の勤務終了後、翌日の出勤までの間に、一定時間以内の休憩時間（インターバル）を確保する仕組み（ 努力義務 ）。	2019年4月1日
⑤	不合理な待遇差をなくすための規定の整備（同一労働同一賃金） ● 同一法人内において、正規職員と非正規職員の間で、基本給や賞与などのあらゆる待遇について不合理な待遇差を設けることが禁止。裁判の際に判断基準となる「 均衡待遇規定 」「 均等待遇規定 」を法律に整備。	大企業 2020年4月1日 中小企業 2021年4月1日

④法人制度改革・人材確保推進室

（全国社会福祉協議会法人振興部資料から抜粋）

◆公定価格の留意事項通知が改正される ～1号認定の基本分単価の非常勤職員分は加算化

平成31年4月25日、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」が改正されました。

「認定こども園（教育標準時間認定1号）」において、公定価格算定上の「1.基本分単価」の「(2)基本分単価に含まれる職員構成」において、保育教諭等とは別に「非常勤の講師

を配置すること（教育標準時間認定子どもに係る利用定員が 35 人以下又は 121 人以上の施設に限る。）とされていましたが、この非常勤の講師分が基本分単価の算定から外され、加算化されています。

改正後の通知は、下記をご参照ください。

別紙 3（認定こども園（教育標準時間認定 1 号））から抜粋

【中略】

6. 講師配置加算 (⑪)

(1) 加算の要件

基本分単価 (⑤) 及び他の加算等の認定に当たって求められる「必要教員数」を超えて、非常勤講師（幼稚園教諭免許状を有し、教諭等の発令を受けている者）を配置する教育標準時間認定子どもに係る利用定員が 35 人以下又は 121 人以上の施設に加算する。

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年月、利用子ども数（見込）、施設全体の常勤換算人数による配置教員数及び職員体制図等）を徴して確認すること。

(イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1) の要件に適合しなくなった場合には、(1) の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に (1) に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算 I の単価に 1 の (2) で認定した加算率×100 を乗じて得た額を加えた額とする。

通知の新旧対照表は別添の資料を、改正後の通知は内閣府のホームページをご参照ください。

■内閣府トップページ > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度 > 法令・通知等 > 通知

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/tsuuchi.html>

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆ 防災情報の伝え方が変わります（内閣府・消防庁）
～「警戒レベル3：高齢者等は避難」「警戒レベル4：全員避難」…………… 1
- ◆ 2040年を展望した社会保障・働き方改革本部とりまとめ（厚生労働省）… 2
- ◆ 「幼児教育・保育の無償化に関する都道府県等説明会」開催される（内閣府）
…………… 4
- ◆ 保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会（第7回）開催される
（厚生労働省）…………… 5
- ◆ 「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（参議院内閣委員会）」について
～全保協ニュース No.19-02（5月16日号）記事の追記…………… 6
- ◆ 健康増進法にかかるQ&Aが発出される（厚生労働省）…………… 7
- ◆ 経済構造実態調査へのご協力をお願い（総務省・経済産業省）…………… 7
- ◆ 「保健・衛生専門研修会」追加募集のご案内…………… 7
- ◆ **防災情報の伝え方が変わります（内閣府・消防庁）**
～「警戒レベル3：高齢者等は避難」「警戒レベル4：全員避難」

防災情報の伝え方は、5段階の「警戒レベル」により提供されることとなりました。

社会福祉施設は、避難に時間を要する利用者が多く、市町村から提供される防災情報を的確に確認することが必要です。警戒レベル3は、避難に時間を要する人は避難（高齢者

等、避難に時間のかかる要配慮者は避難。要配慮者には乳幼児を含む)、警戒レベル4は、安全な場所へ避難(全員避難)です。社会福祉施設等の管理者等は、気象庁から「警戒レベル2」の情報が発表された場合など、リアルタイムで発信される防災気象情報を自ら把握し、早めの避難措置を講じる必要があります。各施設におかれては、市町村から警戒レベル3が発令された際の、速やかな避難への手順をあらためてご確認ください。

詳細は別添の資料No.1をご参照いただき、あわせて内閣府・消防庁のホームページ、自治体の防災に関するホームページをご確認ください。

◆2040年を展望した社会保障・働き方改革本部とりまとめ(厚生労働省)

令和元年5月29日、厚生労働省は「第2回2040年を展望した社会保障・働き方改革本部」を開催し、標記とりまとめを公表しました。

保育関連の項目として、「健康寿命延伸プラン」(別添の資料No.2)において、「子育て世代包括支援センター設置促進」が示されています。

「健康寿命延伸プラン」3ページから全保協事務局抜粋

(3) 子育て世代包括支援センター設置促進【2020年度末までに全国展開】

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援として、妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導等を行う子育て世代包括支援センターについて、2020年度末までの全国展開を目指して、設置を促進する。

2025年までの工程表では、2019・2020年度に「子育て世代包括支援センターの全国展開」、2021年度以降に「子育て世代包括支援センターを重点的に設置すべき地域に設置拡大」すること、2019年度に「子育て世代包括支援センターの人員養成のための研修プログラムの作成」、2020年度以降に「研修プログラムに基づいた人員養成研修の実施」をすることとされています。

また、「医療・福祉サービス改革プラン」(別添の資料No.3)の基本的方向性として、次の4点が掲げられています。

- ① ロボット・AI・ICT等の実用化推進、データヘルス改革
- ② タスクシフティング、シニア人材の活用推進
- ③ 組織マネジメント改革
- ④ 経営の大規模化・協働化

このうち、「③組織マネジメント改革」の主要施策として、「福祉分野の生産性向上ガイドラインの作成・普及・改善【優良事例の全国展開】」の項目に、「保育所におけるICT化、保育補助者等の取組みを推進するためのガイドラインの作成、普及を行う」ことが示されています(「医療・福祉サービス改革プラン」4ページ)。

2025年までの工程表では、「福祉分野における、業務フローの分析を踏まえた、業務の負担軽減と効率化に向けたガイドライン(生産性向上ガイドライン)の作成・普及・改善」

において、2019年度に「定量的な効果測定（タイムスタディ）を実施」、2019年度後半～2020年度に「効果測定の結果を踏まえ、保育士業務の負担軽減に関するガイドラインの作成」、2021年度「国から自治体を通じて普及、必要に応じガイドラインの見直し」（「医療・福祉サービス改革プラン」10ページ）とされています。

また、「文書量削減に向けた取組」について「（保育）保育所において保育士等が作成する書類の見直しに取り組む」として、3つの柱をたてています。2019年度「給付費の市町村への請求書等の書類の標準化を実施」、「実態調査を実施し、保育士が作成する書類の標準化等を検討」「定量的な効果測定（タイムスタディ）を実施（※再掲）」し、2019年度後半～2020年度に「効果測定の結果や書類標準化の検討を踏まえ、保育士業務の負担軽減に関するガイドラインの作成」をするとしています（「医療・福祉サービス改革プラン」11ページ）。

「シニア層を活かす方策」として、2019年度に「保育支援者の活用について、定量的な効果測定（タイムスタディ）を実施」し、2019年度後半～2020年度に「効果測定の結果を踏まえ、保育士業務の負担軽減に関するガイドラインの策定」をするとされています（「医療・福祉サービス改革プラン」13ページ）

基本的方向性の「④経営の大規模化・協働化」については、社会福祉法人に関連して次の項目が示されています。

「医療・福祉サービス改革プラン」4～5ページから全保協事務局抜粋

4. 経営の大規模化・協働化

(1) 医療法人・社会福祉法人それぞれの合併等の好事例の普及【今年度に好事例の収集・分析、2020年度に全国に展開】

現状の協働化の取組の状況や、関係者等の意見や現場のニーズ等を伺いながら、医療法人、社会福祉法人それぞれの経営統合、運営の共同化の方策や、医療法人と社会福祉法人の協働化等による連携方策を検討する。

(2) 医療法人の経営統合等に向けたインセンティブの付与【今年度に優遇融資制度を創設、2020年度から実施】

医療法人の経営統合・運営の共同化に向けたインセンティブの付与を行う。

(3) 社会福祉法人の事業の協働化等の促進方策等の検討会の設置【今年度に検討会を実施し、検討結果をとりまとめ】

「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」による法人間連携の推進を図る。

社会福祉法人の合併、事業譲渡、法人間連携等について、実態や課題等を把握するため、調査研究を実施する。

社会福祉法人の法人間連携や地域における公益的取組等について、有識者検討会における検討を行う。

組織再編に関する会計処理について、有識者検討会における検討を行う。

これらの検討会での検討結果を踏まえ、合併、事業譲渡、法人間連携ガイドラインを策

定する。

2025年までの工程表では、2019年度に「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」による法人間連携の推進「社会福祉法人の合併、事業譲渡、法人間連携等について、実態や課題等を把握」、「社会福祉法人の法人間連携や地域における公益的取組等について、有識者検討会における検討を行う」「上記両検討会での検討結果を踏まえ、合併、事業譲渡、法人間連携ガイドラインを策定する」としています。

実施指標（アウトプット）として、「社会福祉法人の合併・事業譲渡・法人間連携の好事例の収集及び分析【2019年度に複数法人を予定】」、また、成果指標（アウトカム）として、「社会福祉法人の合併・事業譲渡・法人間連携ガイドラインの周知【2020年度に公表】、社会福祉法人数及び1社会福祉法人当たりの職員数（常勤換算数）【見える化】」を示しています（「医療・福祉サービス改革プラン」14ページ）。

資料は厚生労働省ホームページをご参照ください。

■厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000101520_00002.html

◆「幼児教育・保育の無償化に関する都道府県等説明会」開催される（内閣府）

令和元年5月30日、内閣府は都道府県・指定都市・中核市を対象として標記説明会を開催しました。子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立したことを受け、無償化の経緯をあらためて示すとともに、自治体の実施体制、予算、条例・規則・要綱、事業者への説明、住民・利用者への周知、各種交付金などへの対応について、施行までの工程表、事務フローなどの資料が提示されています。

保育所・認定こども園等に関連する項目として、「幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ【2019年5月30日版】」が示されました。その中の「12.食材料費等の取扱い」（別添資料No.4の29ページ～）には、施設における副食費の徴収について詳細の考え方があります。

また、通知案「幼児教育・保育の無償化に伴う食材料費の取扱いの変更について」（案であり変更の可能性があります。別添資料No.5）において、「2号認定子どもの副食費の徴収額の計算方法」や「特別食や土曜日・欠席者等がいる場合の徴収額の考え方」、「保護者の方への説明等」が示されました。また、食材料費の説明のためのパンフレット案「食材料費に関する保護者向け説明資料」（別添資料No.6）が提示されています。

資料・説明会の動画は内閣府ホームページをご参照ください。

◆保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会（第7回）開催される（厚生労働省）

令和元年5月28日、標記検討会が開催され、本会副会長・村松幹子氏（全国保育士会会報）が出席しました。総論的事項に関する今後の議論の方向性について、次の3点が示されました。

<現時点で考えられる総論的事項に関する検討事項（案）>

（全保協事務局抜粋）

- (1) 我が国の文化・社会的背景の下での保育所保育の特色
- (2) 乳幼児期の子どもとその保育に関する基本的な考え方
- (3) 保育実践の質の確保・向上に向けた取組のあり方

また、「子どもを中心に保育の実践を考える」実践事例集の案が提示されるとともに、「保育所における自己評価ガイドライン」の試案が提示されています。

「保育所における自己評価ガイドライン【改訂版】」（試案）の概要

【目的】 保育所保育指針に基づき、保育の質の確保・向上を目的として、保育士等及び保育所が自らの保育内容等(※)について行う評価の取組に資するよう、その基本的な考え方と実施方法等を示す。(※保育の計画・実践及びそれに関連する保育の実施運営の状況)

1. 保育内容等の評価の基本的な考え方

保育所保育指針に基づき、保育内容等に関する自己評価の意義・目的、対象、主体、全体像など、基本的な考え方を記載。

- (1) 保育所保育指針に基づく保育内容等の評価 (2) 保育内容等の評価の目的と意義 (3) 保育内容等の評価の全体像と多様な視点の活用

2. 保育士等による保育内容等の自己評価

保育士等が子どもの理解を踏まえ自らの保育の計画と実践について行う評価の基本的な流れと内容を記載。

- (1) 保育士等が行う保育内容等の自己評価の流れ
- (2) 保育における子どもの理解 (3) 保育の計画と実践の振り返り
- (4) 保育の改善・充実にに向けた検討

3. 保育所による保育内容等の自己評価

保育所が、全職員の共通理解の下で組織として取り組む自己評価について、基本的な流れと内容を記載。

- (1) 保育所が組織として行う保育内容等の自己評価の流れ
- (2) 評価の観点・項目の設定 (3) 現状・課題の把握と共有
- (4) 保育の改善・充実にに向けた検討

4. 保育所における保育内容等の自己評価の展開

各保育所が実情に即して、様々な記録や方法を活用し、保育士等の自己評価とそれを踏まえた保育所の自己評価を全体としてどのように進めていくのか、効果的・効率的な評価実施のために考慮すべきこと等を記載。

- (1) 保育の記録とその活用 (2) 保育所における取組の進め方
- (3) 自己評価の方法とその特徴 (4) 自己評価に当たって考慮すべき事項

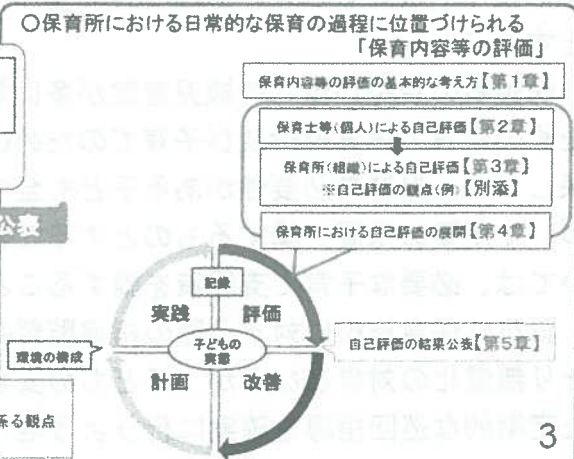
5. 保育所における保育内容等の自己評価に関する結果の公表

保育内容等の自己評価に関する結果の公表について、その意義と方法の具体例、公表に当たっての留意事項を記載。

- (1) 自己評価の結果を公表する意義 (2) 自己評価の結果の公表方法
- (3) 自己評価の結果の公表に当たって留意すべき事項

別添：保育内容等の自己評価の観点（例）

- I 保育の基本的理念と実践に係る観点 II 家庭及び地域社会との連携や子育て支援に係る観点
- III 保育の実施運営・体制全般に係る観点



資料は厚生労働省ホームページをご参照ください。

■厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_04931.html

◆「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（参議院内閣委員会）」について ～全保協ニュース No. 19-02（5月16日号）記事の追記

全保協ニュース No. 19-02（令和元年5月16日号）の「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案が参議院で可決成立」の記事の中で、参議院内閣委員会の附帯決議について記載していませんでした。参議院内閣委員会の附帯決議は下記のとおりです。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

（令和元年5月9日参議院内閣委員会）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 1 潜在的待機児童を含む待機児童の早急な解消、保育士の負担を軽減する配置基準の改善その他の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の見直し等教育・保育その他の子ども・子育て支援の量的拡充及び子どもの安全確保に係る質の向上を図るための措置を講ずるとともに、これに必要な安定した財源の確保に努めるものとする。
- 2 保育等従業者の職務がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、短時間労働の非常勤職員を含めた保育等従業者の賃金その他の保育等従業者の処遇の改善について、速やかに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 保育士及び保育士資格を有する者であって現に保育に関する業務に従事していないものについて就職相談や職業紹介を行う体制の整備及び充実、処遇の改善、労働負荷の軽減策等、教育・保育その他の子ども・子育て支援に係る人材確保のための措置について、速やかに、検討を加え、その結果に基づいて予算の確保を含め所要の措置を講ずるものとする。
- 4 保護者の負担が重く待機児童数が多い零歳から二歳までの保育については、子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付について、安定した財源を確保しつつ、保育の必要性がある子ども全てが対象となるよう検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。特に待機児童問題が解消するまでの間については、必要な子育て支援策を講ずること。
- 5 認可外保育施設に対する国の指導監督基準に満たない認可外保育施設は、五年間にわたり無償化の対象となるが、子どもの安全確保のため、特にベビーホテルに重点を置いた定期的な巡回指導を確実にを行うよう地方自治体を指導すること。
- 6 幼児教育の無償化措置に便乗して、質の向上を伴わない保育料の引上げを計画している私立幼稚園が多くあることは、幼児を持つ世帯の負担を軽減するという本法の趣旨に

反するものであり、関係団体を通じて便乗値上げをしないよう求めること。

- 7 企業主導型保育事業者については保育の需給調整が必要なことから、市町村との連携を強化する措置を講ずること。あわせて本年度の実施機関の公募・選定に当たっては、全国の個別の保育事業所を確実に監査指導できる機関を選定するとともに、業務の引継ぎ若しくは継続が円滑に行われるよう、必要な措置を講ずること。
- 8 本法の施行後五年を目途として行われる検討に際しては、幼稚園と類似の機能を有する施設・事業であって学校教育法第四条第一項の規定による都道府県知事の認可を受けていないものを子育てのための施設等利用給付の対象とすることを含め、検討を行うこと。

◆健康増進法にかかる Q&A が発出される(厚生労働省)

健康増進法による児童福祉施設の「敷地内禁煙」については、全保協ニュース No. 18-21 (平成 30 年 9 月 6 日号) にて既報のとおりですが、令和元年 7 月 1 日の児童福祉施設への施行期日に向けて、今般表記 Q&A が発出されました。

敷地内禁煙の考え方等を厚生労働省ホームページにて再度ご確認ください、各施設での対応をおすすめください。

詳細は厚生労働省ホームページをご参照ください。

■厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000189195.html>

◆経済構造実態調査へのご協力のお願い(総務省・経済産業省)

経済構造実態調査は、既存の統計調査を統合・再編し、本年初めて実施されます。国民経済計算(特に GDP 統計)の精度向上などが期待されます。調査については別添のリーフレット(別添の資料 No. 7)をご参照いただき、調査へのご協力をお願い申し上げます。

なお、調査票は総務省から直接届きます。

■総務省統計局ホームページ 経済構造実態調査のページ

<https://www.stat.go.jp/data/kkj/index.html>

◆「保健・衛生専門研修会」追加募集のご案内

全国保育協議会では、標記研修会の受講申込の受付を延長しました。別添の資料 No. 8 をご参照ください(昼食・宿泊の申込は締め切らせていただきました)。

詳細は、全国保育協議会ホームページに掲載の開催要項をご参照ください（ホームページ内からお申込みいただけます）。

■全国保育協議会ホームページ「研修・大会等案内」

<http://www.zenhokyo.gr.jp/kensyu/kensyu.htm>

2019年度 保育所・認定こども園「保健・衛生専門研修会」

1. プログラム

【第1日目〔6月20日(木)〕】

13:00 開会

13:15～14:15 「行政説明」厚生労働省 子ども家庭局 保育課
保育指導専門官 鎮目 健太 氏

14:30～17:00 「配慮を必要とする子どもや課題をもつ保護者への支援」

講師：小川 淳 氏 氏

(横浜市総合リハビリテーションセンター センター長)

配慮を必要とする子どもや、発達障害のある子どもが園に在籍することは、多くの園で見られる光景です。保育所・認定こども園等は子どもが日々の生活や遊びを通じてともに育つ場所であり、全ての子どもの健やかな育ちを支援するため、障害のある子どもや特別な配慮を要する子どもも、保護者や関係機関と密接に連携しながら、保育を行っていくことが重要です。

配慮を必要とする子どもの特徴や、気になる行動をとる理由を理解するとともに、課題をもつ保護者に対して、保育者としてどのように寄り添い、支援するべきかについて講義、演習を通じて学びます。

【第2日目〔6月21日(金)〕】

9:15～10:45 「保育施設における小児救急 - 食中毒、誤飲誤嚥、熱中症等を防ぐために - 」

講師：三浦 義孝 氏

(みうら小児科 院長/日本保育保健協議会 会長)

子どもの安全・安心のためには、食中毒、誤飲誤嚥、熱中症等、日常保育における保健・衛生に関わるさまざまな事故を予防し、リスクを最小限に抑えるための危機管理の考えが大切です。子どもの様子がおかしい、痛がって泣いている等、日常保育における子どもの異変や体調不調に、保育施設職員としてどう対応するか現場での対応について学びます。

11:00～12:30 「医療的ケア児をとりまく現況と支援について」

講師：岩本 彰太郎 氏

(三重大学医学部附属病院 小児トータルケアセンター・センター長)

医療技術の進歩等を背景に、医療的ケアを必要とする子ども（「医療的ケア児」）の数は、年々増加傾向にあります。保育所等においては、ケアを必要とする子どもへ対応できる環境を整えることが期待される一方、対応する体制の不足といった課題があります。

医療的ケア児をとりまく現状、課題等について学び、医療的ケアを必要とする子どもへの保育、支援のあり方を考えます。

13：30～16：00 「保育現場におけるアレルギー対応と実践」

講師：今井 孝成 氏

(保育所におけるアレルギー対応ガイドライン見直し検討会 構成員／
昭和大学医学部 小児科講座 講師)

安全で安心な生活が送れることを前提に、食物アレルギーのリスクを踏まえた対応と最新の正しい知識を職員全員が共通して理解することが重要です。アレルギーのある子どもが増加傾向にあるなか、もしもの時のアレルギー対応や、日頃の実践について学ぶとともに、エピペン練習用トレーナーを使用した演習を行います。

(16：00 閉会)

2. 主催 社会福祉法人全国社会福祉協議会・全国保育協議会／全国保育士会
〔実施主体 全国保育協議会〕
3. 後援 日本保育保健協議会、全国乳児福祉協議会
4. 期日 令和元年6月20日(木)～21日(金)
5. 会場 TOC有明ホール(りんかい線 国際展示場駅 徒歩3分
ゆりかもめ 東京ビッグサイト駅・有明駅 徒歩4分)
6. 対象 (1)保育所・認定こども園の長、保育士・保育教諭、看護師、栄養士、調理員、
子育て支援センター職員等
(2)乳児院の関係者
7. 参加費 会員14,000円 会員でない方19,000円
(昼食・宿泊費は含みません)
8. 定員 500名
9. 締切 令和元年6月14日(金)
※受講申込のみ延長。昼食・宿泊の手配は締め切らせていただきました。

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全国保育協議会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆ 子ども・子育て支援新制度 自治体向けFAQ（よくある質問）第17.2版（内閣府） 1
- ◆ 「幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格特例」、「幼保連携型認定こども園における保育教諭の幼稚園教諭免許状及び保育士資格取得の特例」が5年間延長
～地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案が参議院で可決成立 4
- ◆ 規制改革推進会議が第5次答申を提出 6
- ◆ 「保健・衛生専門研修会」申込受付中
～今年3月に改訂されたアレルギーガイドラインなど最新の実践的知識・技術を学ぶ 7

◆子ども・子育て支援新制度 自治体向けFAQ（よくある質問）第17.2版（内閣府）

内閣府は、平成31年3月29日付けで標記FAQの第17.2版を公表しました。新規問と修正問が出されています。

新規問の中には、高度プロフェッショナル制度の対象となる労働者の保育の必要性の認定における就労時間の考え方が示されています。

「自治体向けFAQ第17.2版【新規問】」から全保協事務局抜粋

No.30-2 保育の必要性認定問)

高度プロフェッショナル制度の対象となる労働者は、保育の必要性の認定において、どのように就労時間を把握すればよいのでしょうか。

答)

高度プロフェッショナル制度の対象となる労働者の保育の必要性の認定に当たっては、同制度における「健康管理時間」や本人からの申し立てなどの情報をもとに、就業の実態を把握した上で、総合的に判断することが考えられます。

※健康管理時間とは、

「事業場内に所在していた時間（在社時間）」（タイムカード、パソコンの起動時間等で客観的に把握）と「事業場外での労働時間」（できるだけ客観的に把握 ※自宅で仕事をしている時間も把握）の合計時間で、割増賃金支払の基礎としてではなく、健康確保の観点から使用者が把握する時間です。

修正問には、事業計画に関する認定こども園への移行について、基本的な考え方に変更はない見込みであることが示されています。今後、子ども・子育て会議において議論されたのちに、基本指針の改正が行われる予定です。また、減算調整、処遇改善等加算Ⅰの平均経験年数の考え方について文言が整理されています。

「自治体向けFAQ 第17.2版【修正問】」から全保協事務局抜粋
(修正か所の追記部分には下線を、削除部分には取り消し線を付けています。)

No. 4 事業計画（認定こども園移行特例）

問)

供給過剰地域においても、既存の幼稚園、保育所が認定こども園への移行を希望し、かつ認可・認定基準を満たす場合には、認可・認定が行われるようにする特例措置において、設定することとなる利用定員（幼稚園が移行する場合には2号3号定員、保育所が移行する場合には1号定員）の水準はどのように考えればよいですか。

幼稚園、保育所等の利用状況や移行の希望などを踏まえて設定することですが、事業者が希望する定員数を設定する必要がありますか。

答)

子ども・子育て会議における議論も踏まえつつ、基本指針の改正を予定しているところですが、当該需給調整については、現時点の方向性としては、引き続き実施することとしています。

本特例措置は、供給過剰地域においても、既存の幼稚園、保育所が認定こども園への移行を希望する場合には認可・認定を行えるようにするものですが、ただし、この場合においても、需給バランスは考慮すべき要素であり、事業者が希望したとしても、実態とかけ離れた大きな定員数を設定することまでを求めるものではありません。

例えば、幼稚園からの移行の場合においては、預かり保育との組み合わせにより幼稚園を利用している共働き家庭の子どもの数をひとつの目安として2号の定員を設定することが考えられます。他方、保育所からの移行の場合においては、保育所を利用している子どもの保護者の就労時間数が、新制度における保育認定の下限の原則とされる時間数を下回っている人数を目安として、1号の定員を設定する、あるいは、保護者が就労を中断しても転園をしなくても済むという認定こども園のメリットを活かす観点から、数人程度の最低限の1号定員を設定することなどが考えられます。

いずれにせよ、認可・認定に当たっては、施設の利用実態、事業者の意向を踏まえつつ、地方版子ども・子育て会議等において議論を行っていただいた上で、都道府県計画（指定都市・中核市が処理することとされているものについては、幼保連携型認定こども園については、政令指定都市・中核市計画）において「上乘せする数」を各地域の実情に応じて適切に定めていただくことが前提になります。

No. 5 事業計画（認定こども園移行特例）

問)

供給過剰地域における幼稚園、保育所からの認定こども園への移行特例の対象となるのは、制度施行時に現に存する幼稚園、保育所に限られるのでしょうか。それとも、制度施行後に設置された幼稚園、保育所も対象になるのでしょうか。

答)

子ども・子育て会議における議論も踏まえつつ、基本指針の改正を予定しているところですが、当該需給調整については、現時点の方向性として、引き続き実施することとして
います。その上で、当該需給調整の対象には、制度施行時に現に存する幼稚園、保育所に
限らず、施行後に設置された幼稚園、保育所も含まれます。

No. 105 減算調整

問)

減算調整されるのは、施設全体の利用定員が 120%以上の場合でしょうか、それとも 1号、2号、3号それぞれの利用定員で減算になるのでしょうか。

また、減算するのは 120%以上の分だけでしょうか、全体にかかるのでしょうか。

(例：認定こども園の施設全体で 100 人利用定員のところ、2 年間 130%の実利用がある。1号は定員どおり 30 人、2号は定員 40 人のところ 52 人、3号は定員 30 人のところ 48 人いる場合)

答)

認定こども園の公定価格上適用される定員区分の考え方と同様に、1号の利用定員と、2・3号の利用定員を分けて考えることになります。(2・3号は合計の定員)

1号認定については、直前の連続する2年間、2号・3号認定については、直前の連続する5年間常に利用定員を超えており、かつ、各年度の年間平均所在率 120%以上の状態にある場合に減算調整が適用されます。

※例の場合は、2号と3号の超過率が 143% (2・3号の合計の定員 70 人に対して 100 人が利用) となっておりますが、これが2年間連続で 120%以上の場合には2・3号の公定価格全体を減算 (120%未満の児童も含め) することになります。5年間連続で超過していないため、減算調整は適用されません。(この場合は、1号の公定価格は、利用定員を超過しておらず、減算しません。)

また、1号については、実利用人数が利用定員を超過していないため、減算調整は適用されません。

No. 221 処遇改善等加算の対象となる職員

問)

処遇改善等加算Ⅰについて、法人の役員等を兼務している職員の取扱いはどうなりますか。従来の保育士等処遇改善臨時特例事業では法人の役員である所長は対象外になっていますが、学校法人が設置する認定こども園の園長の取扱いはどうなりますか。

答)

処遇改善等加算Ⅰにおいては、施設・事業所に勤務する全ての常勤職員の平均経験勤続年数等を基に算定することになっていますが、この平均経験勤続年数の算定にあたっては、法人の役員等を兼務している職員園長の経験勤続年数も含まれます。

なお、処遇改善等加算については、処遇改善の実績を引き継ぐための仕組みを導入していますが、質の向上項目として実施する部分(0.7兆円の範囲では平均+3%)については、これまで実施されていた保育士等処遇改善臨時特例事業と同様に、計画の策定や実績の報告等を求め、確実に賃金改善に充てることを要件としています。

また、この「賃金改善」の対象となる職員については、平成29年度より、法人の役員等を兼務している職員も含むこととしていますが、処遇改善等加算Ⅰを、施設の職員としての賃金ではない役員報酬に充てることはできません。従来の保育士等処遇改善臨時特例事業と同様に、法人の役員とはなっていない、園長及び職員としています。

その他の新規・修正問は別添の資料 No. 1-1、1-2 を、修正後の FAQ については、内閣府ホームページをご参照ください。

■内閣府ホームページ

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/qa/index.html>

◆「幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格特例」、「幼保連携型認定こども園における保育教諭の幼稚園教諭免許状及び保育士資格取得の特例」が5年間延長

～地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案が参議院で可決成立

令和元年5月31日、参議院本会議において「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」(第9次地方分権一括法案)が可決成立し、6月7日に公布されました。

幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格特例、幼保連携型認定こども園における保育教諭の幼稚園教諭免許状及び保育士資格取得の特例について、子ども・子育て会議における議論のとおり、特例期間が5年間延長されることとなりました。

また、幼保連携型認定こども園における保健師、看護師、准看護師のみなし保育教諭の特例は、法案成立後に「5年間延長する旨を自治体へ周知予定」とされており、あわせて5年間延長される見込みです。

「5年後見直しに係る検討について」

- ① 幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格特例
- ② 幼保連携型認定こども園における保育教諭の幼稚園教諭免許状及び保育士資格取得の特例

概要

幼保連携型認定こども園で勤務する保育教諭については、幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有が必要とされているが、子ども・子育て支援新制度の施行後5年に限り、いずれか一方の免許状・資格のみで保育教諭等となることができる特例を設けている。同時に、本来教育職員になることができない、教員免許状を有するが未更新の者であっても、保育士資格があれば保育教諭等となることができるよう、教育職員免許法の適用除外を定めている。

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(以下「認定こども園法一部改正法」という。)附則第5条)

また、これにあわせて片方の免許状・資格を持ち、一定の勤務経験(3年かつ4,320時間)を有する者については、大学等で一定の単位を履修すること等によるもう一方の免許状・資格の取得に係る特例も設けている。

(教育職員免許法附則第19項、児童福祉法施行規則第6条の11の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準)

背景

新制度施行前の幼保連携型認定こども園については、教育又は保育に携わる職員に幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有を求めていなかった。しかし、新制度の施行による新たな基準に基づく幼保連携型認定こども園(以下「新幼保連携型認定こども園」という。)では、教育・保育を一体的に提供する単一の施設として幼稚園教諭免許状と保育士資格を併有する保育教諭等を配置することとなった。

そこで、新制度への制度変更に伴う経過措置として、また幼稚園又は保育所等から幼保連携型認定こども園への円滑な移行に配慮するために、新制度施行後5年間に限って幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれか一方のみしか有しない者でも保育教諭等となることとすることとする経過措置を設けた。

さらに、これらの経過措置期間中に、保育士資格のみあるいは幼稚園教諭免許状のみを有して保育教諭等となった者が幼稚園教諭免許状もしくは保育士資格を無理なく取得できるよう、勤務経験及び単位の修得等に係る特例を設けた。

方向性

幼保連携型認定こども園の施設数の増加に伴い、一方の免許状・資格しか保有していない者が一定数いること、また、一方の免許状・資格しか保有していない者の登用も必要となることから、「子育て安心プラン」における受け皿拡大の方向性も踏まえ、保育教諭等の

資格特例及び教育職員免許法の適用除外並びに免許状・資格取得の特例を平成 36 年度末まで 5 年間延長することとする（その際、幼稚園教諭免許状の授与手続きに係る期間も配慮する。）。

④幼保連携型認定こども園における保健師、看護師、准看護師のみなし保育教諭の特例

概要

乳児 4 人以上が利用する幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1 人に限って、一部改正法附則第 5 条に定める登録を受けた者（保育士）とみなすことができるものとし、当該者は、同条に規定する期間に限っては、保育教諭等として園児の保育に従事することができるものとする。

（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて（平成 26 年 11 月 28 日付府政共生第 1104 号・26 文科初第 891 号・雇児発 1128 第 2 号））

背景

現行において、乳児 4 人以上が利用する保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1 人に限って、保育士とみなすことができる取扱いとしていること、さらに幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格特例を踏まえ、本特例を設けた。

方向性

保育所における保育士の職員配置基準では、本特例と同様な特例が継続している。保育教諭の資格特例の延長により、保育士資格のみ保有する者も保育教諭となることが可能となるため、保育士の職員配置基準の特例を保育士資格のみ有する保育教諭にも適用することが必要。

また、人材確保策の一環として、本特例を引き続き活用出来るようにすることも必要であることから、①の保育教諭の資格特例と同様に 5 年間延長することとする。

取組状況

第 198 回国会（常会）に提出予定の第 9 次地方分権一括法案成立後に、本特例を 5 年間延長する旨を自治体へ周知予定。

■ご参考ページ 参議院ホームページ 議案情報

<http://www.sangiin.go.jp/japanese/johol/kousei/gian/198/meisai/m198080198037.htm>

■ご参考ページ 内閣府ホームページ 子ども・子育て支援新制度説明会【都道府県等説明会】

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/setsumeikai/h310218/index.html>

◆規制改革推進会議が第 5 次答申を提出

政府の規制改革推進会議（議長：大田弘子・政策研究大学院大教授）は 6 月 6 日、「規制改革推進に関する第 5 次答申～平成から令和へ～多様化が切り拓く未来～」をまとめ、安

倍晋三首相に提出しました。

この答申では、デジタル技術の推進などを求めるとともに、「各種国家資格等における旧姓使用の範囲拡大」を求めています（下記 HP 掲載資料 52 ページ～参照）。これは、女性のキャリア継続において、結婚や離婚に際しても継続して旧姓を使用できることが重要であるものの、旧姓の継続使用ができない国家資格がいまだに存在しており、女性就業率の高い国家資格について、旧姓を使用した活動が制度上担保されるよう求めているものです。

保育士資格については、現状、改姓後に登録証の書き換えが義務付けられています。今般の答申では、登録証の様式等を定める厚生労働省令の改正により旧姓併記を可能とする措置を、令和元年度中に講ずるよう求めています。なお、これは、旧姓併記を可能とするよう求めているものであり、改正後に登録証の書き換えが必要なことに変更はありません。詳細は下記ホームページをご覧ください。

■内閣府ホームページ 規制改革推進に関する答申

https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/publication/p_index.html

◆「保健・衛生専門研修会」申込受付中

～今年 3 月に改訂されたアレルギーガイドラインなど最新の実践的知識・技術を学ぶ

「保健・衛生専門研修会」は申込を継続して受付しております。
皆さまのご参加をお待ちしております。

2019 年度 保育所・認定こども園「保健・衛生専門研修会」

1. 期日 令和元年 6 月 20 日(木)～21 日(金)
2. 会場 TOC 有明ホール(東京都江東区)
3. 対象 (1)保育所・認定こども園の長、保育士・保育教諭、看護師、栄養士、調理員、子育て支援センター職員等
(2)乳児院の関係者
4. 参加費 会員 14,000 円 会員でない方 19,000 円
(昼食・宿泊費は含みません)

毎年好評の研修会です。
お申込みお待ちしております

※受講申込期間を延長しております。

(昼食・宿泊の手配は締め切らせていただきました。)

5. プログラム

【第 1 日目 [6 月 20 日(木)]】

13:00 開会

13:15～14:15 「行政説明」厚生労働省 子ども家庭局 保育課
保育指導専門官 鎮目 健太 氏

14:30～17:00 「配慮を必要とする子どもや課題をもつ保護者への支援」

講師：小川 淳 氏 氏

(横浜市総合リハビリテーションセンター センター長)

配慮を必要とする子どもの特徴や、気になる行動をとる理由を理解するとともに、課題をもつ保護者に対して、保育者としてどのように寄り添い、支援するべきかについて講義、演習を通じて学びます。

【第2日目〔6月21日(金)〕】

9:15~10:45 「保育施設における小児救急 ～食中毒、誤飲誤嚥、熱中症等を防ぐために～」

講師：三浦 義孝 氏(みうら小児科 院長/日本保育保健協議会 会長)

子どもの安全・安心のためには、食中毒、誤飲誤嚥、熱中症等、日常保育における保健・衛生に関わるさまざまな事故を予防し、リスクを最小限に抑えるための危機管理の考えが大切です。日常保育における子どもの異変や体調不調に、保育施設職員としてどう対応するか現場での対応について学びます。

11:00~12:30 「医療的ケア児をとりまく現況と支援について」

講師：岩本 彰太郎 氏

(三重大学医学部附属病院 小児トータルケアセンター・センター長)

医療技術の進歩等を背景に、医療的ケアを必要とする子ども(「医療的ケア児」)の数は、年々増加傾向にあります。保育所等においては、ケアを必要とする子どもへ対応できる環境を整えることが期待される一方、対応する体制の不足といった課題があります。医療的ケア児をとりまく現状、課題等について学び、医療的ケアを必要とする子どもへの保育、支援のあり方を考えます。

13:30~16:00 「保育現場におけるアレルギー対応と実践」

講師：今井 孝成 氏

(保育所におけるアレルギー対応ガイドライン見直し検討会
構成員/昭和大学医学部 小児科講座 講師)

安全で安心な生活を送れることを前提に、食物アレルギーのリスクを踏まえた対応と最新の正しい知識を職員全員が共通して理解することが重要です。アレルギーのある子どもが増加傾向にあるなか、もしもの時のアレルギー対応や、日頃の実践について学ぶとともに、エピペン練習用トレーナーを使用した演習を行います。

(16:00 閉会)

演習でエピペンの使用法を学びます!

【昨年度の参加者の声(アンケートから)】

- ・テンポのよい講義とわかりやすく記憶に残るようなスライド、本日からさっそく知識の活用や対策ができる内容で、目からウロコの105分でした。
- ・園では既にマニュアルを作成しているが、今回の講義を聞いて再度見直しが必要と感じました。

- エピペンのトレーニングは何度受けても目からウロコのことがあり、興味深かった。3時間があったという間でした。
- わかりやすい講義で、アレルギーとアトピーの関係性について保護者にも伝えていきたいと思った。命にかかわることなので、丁寧に扱ってきたい。
- 年々、増えている配慮を必要とする子どもたち。現場の切なる思いの先生たちに伝えたい内容の事柄がたくさんでした。
- 自閉症スペクトラムについて詳しく聞けてとても勉強になった。ぜひ明日からの保育に生かしていきたい。もっとききたかったです。
- 気になる子への対応、保護者への対応がすごく勉強になった。固定概念のかくして、その子を理解してあげる大切さが分かった。

お詫びと訂正

前号 No. 19-04「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会（第7回）開催される（厚生労働省）」の記事の冒頭部分に誤りがありました。

お詫びして下記により訂正いたします。

【誤】

令和元年5月28日、標記検討会が開催され、本会副会長・村松幹子氏（全国保育士会会報）が出席しました。総論的事項に関する今後の議論の方向性について、次の3点が示されました。（以下、略）

【正】

令和元年5月28日、標記検討会が開催されました。総論的事項に関する今後の議論の方向性について、次の3点が示されました。（以下、略）

「神奈川県社会福祉センター（仮称）」における社会福祉関係団体活動スペースについて（案）

令和元年 5月

(福)神奈川県社会福祉協議会

1 コンセプト

本会の新たな活動拠点として現在整備中の「神奈川県社会福祉センター（仮称）」に、県内で社会福祉活動を展開する諸団体の活動に資する場を提供することにより、団体相互の交流・連携を促進し、本県の地域福祉を更に推進します。

2 施設の概要

(1) 所在地

横浜市神奈川区桐畑 14-4 神奈川県社会福祉センター（仮称）内

(2) 利用時間

平日の午前8時から午後9時まで（現時点の予定）

※ 年末年始（原則12月29日から1月3日まで）は休館日とします。

※ その他、センターの維持管理のため休館日を設定することがあります。

(3) 利用契約

入居に当たっては、本会による審査を経た上で、本会との間で定期建物賃貸借契約を締結します。

なお、契約期間は入居開始年度の翌年度まで（最長2年間）とし、以降の契約については、入居待ち団体の状況等を踏まえ、決定することとします。

3 入居対象団体

神奈川県社会福祉会館入居団体をはじめ県内で社会福祉の推進を目的とする活動を展開する非営利団体。

なお、具体的には次の団体を想定しています。

[本会会員団体、全県域または複数の市町村域を活動範囲とする団体]

4 賃貸料等について

(1) 賃貸料

1㎡当たり 33,500円（年額・消費税抜） 36,850円（税込）

※ 県普通財産貸付料算定基準に準拠するとともに、県の財政支援相当分を控除して算定。

※ なお賃貸料は、固定資産税評価額の見直し等を踏まえ適宜改定します。（3年毎）

(2) 敷金

なし

(3) その他

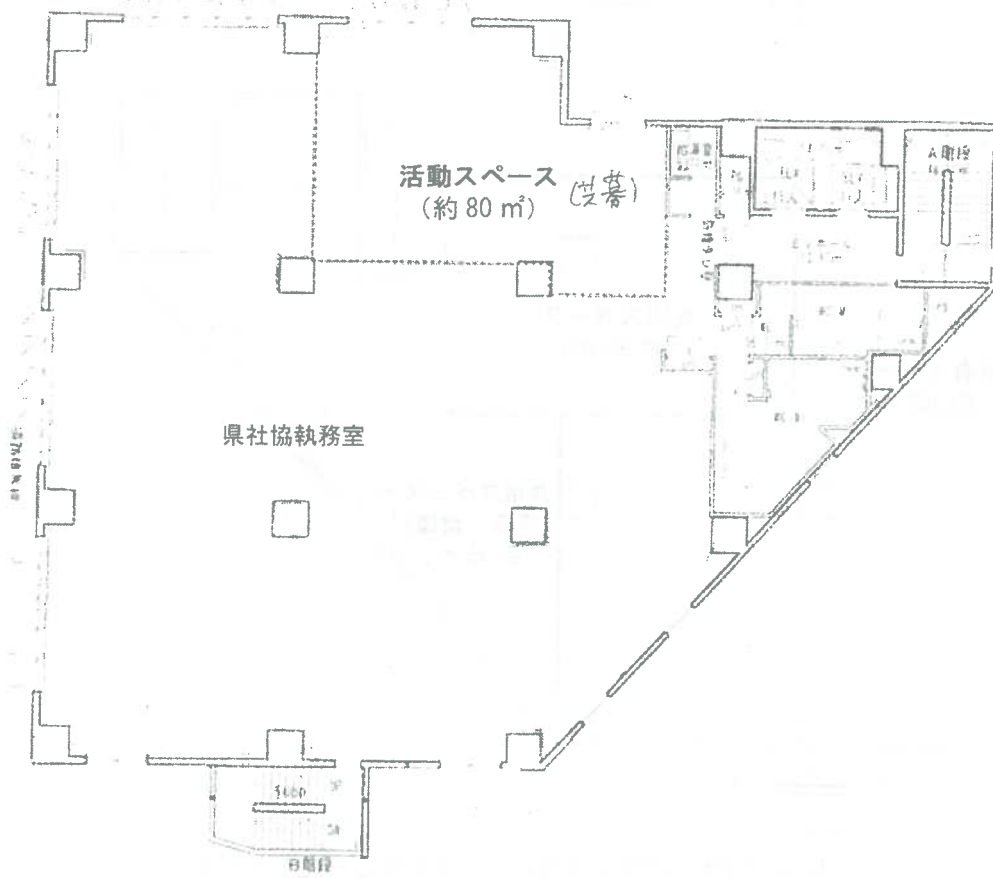
光熱水費及びごみ処理・運搬費等の分担金をご負担いただきます。

5 活動スペースについて

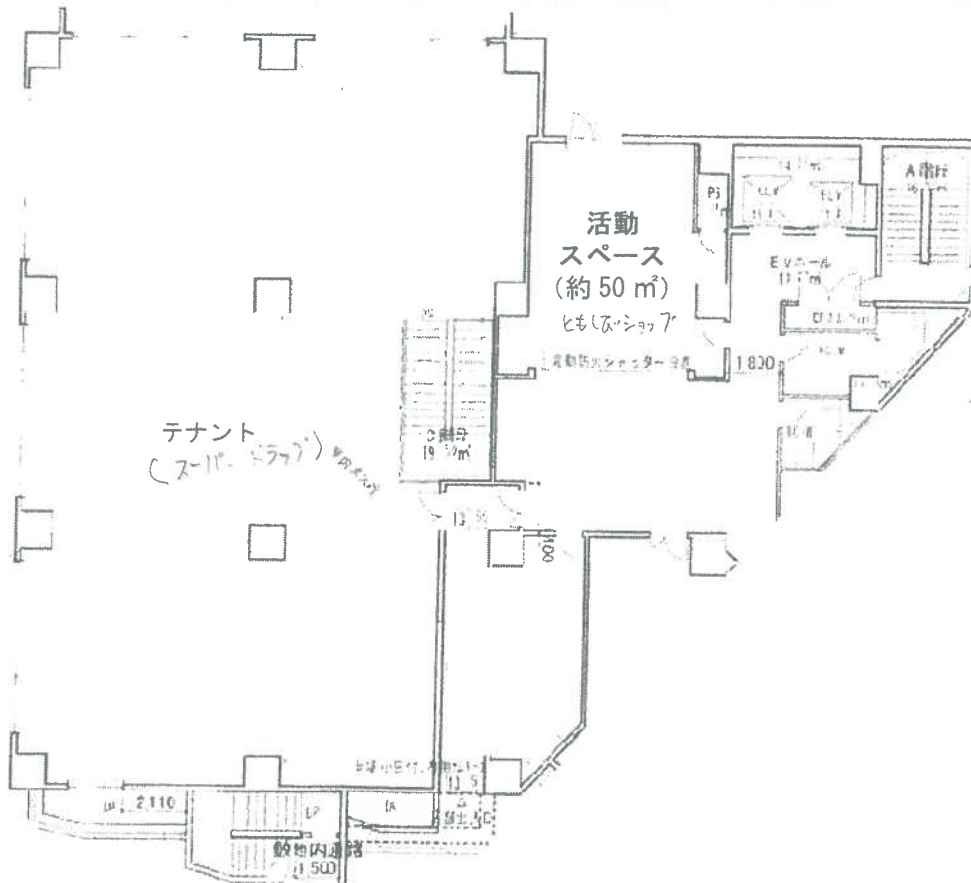
No.	項目	活動スペース			
		6階 県社協執務室フロアー	1階 ともしびショップ	4階 共同オフィス	
1	床面積	約 80 m ²	約 50 m ²	約 500 m ² 専有スペース 約 365 m ² 共用スペース 約 135 m ² (・打合せスペース等 約 90 m ²) (・書庫・倉庫 約 45 m ²)	
2	入居対象 団体	(福)神奈川県共同 募金会	(福)県央福祉会	左記以外の団体	
3	レイアウト	別添図面のとおり	別添図面のとおり	別添図面のとおり	
4	賃貸料徴収 範囲	貸出スペース全て	貸出スペース全て	専有スペースのみ	
5	光熱水費	本会使用料を按分し て請求	子メーターにより実 費徴収	フロアーに設置の子メ ーターにより実費徴収	
6	備 品	事務機 ・イス	団体にてご用意いた だきます。	団体にてご用意いた だきます。	団体にてご用意いた だきます。
		キャビ ネット			適宜ご用意します。
		書庫・ 倉庫用 ラック			適宜ご用意します。
		打合せ スペース			適宜ご用意します。(机・ イスを含む。)
		その他			複合機、シュレッダー等 については、原則として 共用にてご用意いただ くよう、下記「連絡会」にて 運用していただきます。
7	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ センターは基本的にオール電化とし、LED照明や個別空調を導入するなど省エネルギー化を推進することに伴い、光熱水費は会館より低廉となる見込みです。 ・ 電話加入及びインターネット接続については、各団体にて加入手続きを行っていただきます。 ・ 各団体にて、神奈川県消防署あて防火・防災管理責任者及び消防計画をご提出いただきます。 ・ 活動スペースは構造上個室とはなっていません。そのため、ご利用に当たっては個人情報等の取扱いについてご配慮願います。 ・ 共同オフィス利用団体は、共用スペース利用方法など活動に当たっての諸事項について自主的に運用していただくため、連絡会(神奈川県社会福祉センター共同オフィス連絡会(仮称))を組織していただきます。 			

レイアウト図面

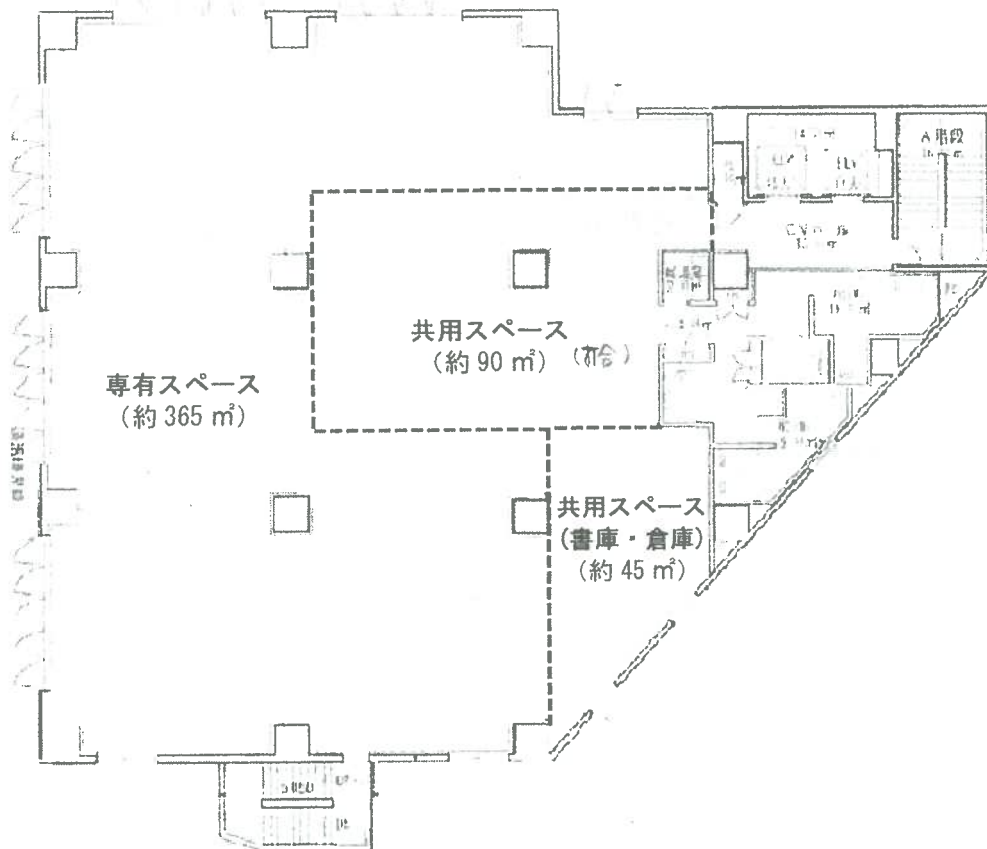
【6階 県社協執務室フロアー】



【1階 ともしびショップ】



【4階 共同オフィス】



※ レイアウトは、入居希望団体の選考結果等により変更することがあります。

※ 共用スペースには打合せスペース（机・イス）をご用意します。その他、複合機、シュレッダー等については、原則として共用にてご用意いただくよう、入居団体による連絡会（神奈川県社会福祉センター共同オフィス連絡会（仮称））にて運用していただきます。

「神奈川県社会福祉センター（仮称）」移転後の活動スペースについて

区 分	現 行 (県社会福祉会館)		移転後 (県社会福祉センター(仮称))		平米数の 増減割合
	平米数(a)	割合	平米数(b)	割合	
県社協執務室等 ^(注1)	約 5,760 m ²	約 80%	約 3,800 m ²	約 70%	△34%
会議室・研修室	約 940 m ²	約 13%	約 1,030 m ²	約 19%	+10%
団体活動スペース ^(注2)	約 540 m ²	約 7%	約 630 m ²	約 11%	+17%
計	約 7,240 m ²	—	約 5,460 m ²	—	△25%

注1 移転後の県社協執務室には、現在、かながわ県民センターに入居する部所の一部も移転させる等して、事務局機能の集約化を図ります。

2 現行の団体活動スペースは、この他、県社協が県から借り受けているスペースを便宜的に利用しているものがあります。

【県社協執務室について】

移転後の規模は現行の6割程度となる見込みですが、限られたスペースに効果的な配置ができるよう、2フロアーに集約するとともに打合せスペースや複合機等の共用化を図るなどコンパクト化を推進します。また今後、事務局体制の見直しを行う等して、機能的な組織運営を推進します。

【会議室・研修室について】

移転後の規模は現行の1割程度増とするとともに、大規模な研修から少人数の打合せまで柔軟に対応できるように、現行より多くの部屋を設置する等して、福祉介護人材養成拠点としての機能や、本会会員及び社会福祉関係団体等の活動を充実します。

【団体活動スペースについて】

移転後の規模は現行借受面積から2割近く増となる見込みであり、会館入居団体をはじめ各団体が機能的に活動できるような配置とします。

共同オフィスには、各団体が専有部分の省スペース化を検討できるように、打合せスペースや書庫・倉庫等の共用スペースをご用意するとともに、団体間の連携が充実するよう1フロアーに集約します。

また、ともしびショップは、店舗としてだけでなく障害福祉サービス事業所としても一層機能的な運営が可能となるよう、スペースを現行から増加します。

なお、神奈川県共同募金会の活動スペースについては、同会及び本会がそれぞれの事業計画策定・実施に当たり緊密に連携していること等を踏まえ、県社協執務室フロアーに設置します。